

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年12月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系排ガス活性炭ホールドアップ装置冷却水循環ポンプ（B）試運転において、吐出圧力指示計に指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
2	1号機	主発電機密封油装置の密封油差圧警報定例試験において、差圧指示計に指示不良（設定値逸脱）が認められたため、当該計器及び圧カスイッチを点検	D	
3	1号機	原子炉再循環系MGセット（A・B）励磁機ブラシにおいて、交換目安値に達した摩耗が認められたため、当該ブラシを交換	対象外	
4	1号機	原子炉冷却材浄化系弁操作エリア設置のエリア放射線モニタ（c h - 1 0）において、下限警報の頻発が認められたため、当該モニタを点検・調整	D	
5	1号機	循環水ポンプ（B）軸潤滑用他給水電磁弁において、弁開閉表示用ランプの点灯不良（全閉時両点）が認められたため、当該弁の開閉表示用リミットスイッチを点検・修理	D	
6	1号機	所内ボイラ室重油サービスタンク補給ラインにおいて、電磁弁及び液位調整弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
7	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ入口均圧弁（2台）において、シートリークが認められたため、当該弁を修理	D	
8	2号機	携帯用蓄電池灯（R-2-2）において、片側の照明灯に不点が発見されたため、当該蓄電池灯を点検・修理	D	
9	2号機	ドライウェル除湿冷却系冷水ポンプ（B）のベント弁復旧忘れに伴い、床ドレンファンネルに流入していたドレン水が、当該排水配管の詰まりにより床面へ漏えいしたため、対応検討	B	
10	3号機	燃料プール冷却浄化系熱交換器（B）水室側ドレン弁の点検時、弁箱内に異物（シート片らしき物）が認められたため、当該異物を回収	D	
11	3号機	屋外設置の硫酸第一鉄注入口上蓋及びスクリーン洗浄ポンプエリア設置の取水口上蓋において、腐食等が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	3号機	復水脱塩装置室設置のページング装置において、拡声送信不可が認められたため、当該ページング装置を点検・修理	D	
13	3号機	残留熱除去海水系（B系）サーバランス時、残留熱除去海水ポンプ潤滑油ポンプ（B1）より異音（カタカタ音）が認められたため、当該ポンプの点検を検討	C	
14	3号機	活性炭ホールドアップ装置建屋側屋外トレンチにおいて、降雨時、「漏洩検出」警報の発生が認められたため、当該トレンチ上部ハッチのシール部を点検・修理	D	
15	3号機	原子炉局部出力領域モニタ（12-13B）において、「レベル高」警報が発生し、即クリアする事象が認められたため、当該モニタを検出系から除外	D	
16	3号機	主タービン油清浄装置において、当該装置内カートリッジフィルタ上蓋フランジ部より油のリーク（鉛筆3本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	3号機	復水移送ポンプ（B）の操作盤において、スイッチボックスにガタツキ等が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
18	4号機	屋外スクリーン装置西側道路において、降雨後の排水不良による水溜まりが認められたため、当該道路を点検・舗装修理	対象外	
19	4号機	原子炉建屋中地下南東コーナーのトラス室出入口扉開操作時、ドアノブが破損したため、当該扉を点検・修理	D	
20	4号機	高圧注水ポンプ室油ドレンサンプポンプ（A・B）における各部間隙測定検査の結果、許容値外れが認められたため、当該部品を交換	D	
21	5号機	制御棒駆動水圧系制御ユニット（06-11）において、スクラム電磁弁に異音（うなり音）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	5号機	計器設定に関する確認において、液体プロセス放射線モニタ記録計の計器仕様表記載の計器型式番号に誤記が認められたため、対応検討	C	
23	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A・B）油クーラーにおいて、タービン補機冷却水系サンプリング配管のサポートに外れが認められたため、当該配管サポートを点検・修理	D	
24	6号機	所内ボイラ（A）起動操作時、バーナーユニット入口重油圧力計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力を点検・修理	D	
25	集中環境施設	サプレッションプール水サージタンク制御盤において、「廃液ラインアップ完了」表示用ランプの点灯不良が認められたため、当該ランプ表示回路を点検・修理	D	
26	その他	使用済燃料輸送容器保管建屋において、中型乾式キャスク（2D）の蓋間圧力測定系（2系統のうち1系統）の圧力計に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで